

○下関市予防接種対策委員会規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 48 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日規則第 59 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成 22 年条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、下関市予防接種対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第 2 条 対策委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師等専門の医療知識を有する者
- (2) 下関市職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
ただし、委員長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出等の協力を求めることができる。

(報告)

第7条 対策委員会は、調査審議を行ったときは、その結果及び理由を、書面により市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、保健部保健医療政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第59号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。